

# 今回は、最近の マネートラブル事情について紹介します。

## 1 クレジットのショッピング枠の「現金化」の誘いにご用心。

### ケース1 買取屋方式

消費者に商品をクレジットカードで購入させ、業者が手数料を差し引いた金額で買い取るもの。

クレジットカードのショッピング枠で、50万円の指輪を購入してきてくれば、すぐに40万円で買い取りますよ。



### ケース2 キャッシュバック方式

消費者にほとんど価値のないものをクレジットカードで購入させ、業者がその代金の何割かをキャッシュバックするもの。

キャッシュバック付きCDを50万円で買ってください。そうすれば、40万円をキャッシュバックしますよ。



- 一次的に40万円が手元に入っても、クレジット会社には50万円と利息を含めて支払うことになり、結局は、自分の債務を増やすだけとなります。
- クレジットカードを現金化する取引はクレジットカード契約違反であり、カード会社から退会を求められる可能性があり、場合によっては、利用者本人が犯罪に問われるおそれもあります。

注意!



## 2 フレッシューズを狙う悪徳商法に気をつけよう!



よくある  
ケース

- ☑ 「美容のアンケートをお願いします!」 ~キャッチセールス~
- ☑ 「今度会って話したいなあ…」 ~デート商法~
- ☑ 「簡単にもうかるバイトがあるんだけど…」 ~マルチ商法~

❗ 「自分だけは大丈夫!」と思わずに、トラブルにあわないための心構えを身につけましょう!

よくある  
ケース



## 3 高齢者を狙う悪徳商法にご用心。(地デジ詐欺編)



地上デジタル放送を見られるようにしますので、テレビを見せてください。



地デジの工事は10万円かかります。でも、きょう前金で支払ってくれば5万円にしますよ。工事の日は後日連絡しますね。



それじゃ、お願いするわ。

その後工事の連絡はなく、業者との連絡がとれなくなった



領収書の電話番号もつながらないしどうしよう…

❗ その他にも、地デジに関する架空請求の事例などもありますので、気をつけましょう!



消費生活の  
相談窓口

消費者ホットラインから、お近く市町の消費生活相談窓口につながります。

- (注) お住まいの郵便番号の入力が必要です。(全国共通の番号です。)  
(注) 条件によっては相談窓口につながらない場合があります。この場合、ガイダンスにより受付時間や連絡先をご案内します。

消費者  
ホットライン

0570-064-370

(守ろうよ、みんなを!)



〈ろうきん〉も、弁護士や司法書士とのネットワークにより、  
お金に関する問題の総合的な窓口になります。

### キャッシュカードをお持ちのお客様へ

最近キャッシュカードの盗難、偽造などにより、不正に現金が引き出される事件が増加しています。

キャッシュカードの安全管理のために、以下の点にあらためてご注意ください。

- ① 他人にキャッシュカードを預けたり、貸したりしない。
- ② 他人にキャッシュカードの暗証番号を教えない。カードなどに暗証番号を書きこまない。
- ③ 他人に類推されやすい暗証番号を使用しない。例えば「生年月日」、「電話番号」、「自動車のナンバー」など

もし、カードの紛失、盗難、偽造された懸念がある場合は、速やかに〈ろうきん〉までご連絡ください。